



# 条例案の概要

(美濃加茂市議会第2回定例会資料)

令和元年6月4日

条例案の概要  
目次

承第 4号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例について）	1
承第 5号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例について）	4
承第 6号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市介護保険条例の一部を改正する条例について）	5
議第 3 2号	消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例について	6
議第 3 3号	美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	9

[承第4号]

美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例について

【議案書：28頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）
条例改正に影響する施行日	平成31年4月1日、平成31年6月1日、平成31年10月1日、平成32年1月1日、平成33年1月1日、平成33年4月1日
改正される法令	地方税法（昭和25年法律第226号）、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）
条例改正に影響する条	法第295条、法第314条の7、法第317条の2、法第317条の3の2、法第317条の3の3、法第317条の5、法附則第5条の4の2、法附則第5条の5、法附則第7条、法附則第7条の2、法附則第15条、法附則第15条の9、法附則第15条の9の2、法附則第15条の10、法附則第15条の11、法附則第30条、法附則第30条の2、法附則第29条の8の2、法附則第29条の9、法附則第29条の18、法附則第56条、平成28年改正法第2条、平成30年改正法第1条、平成30年改正法附則第1条、平成30年改正法附則第2条

○ 条例改正趣旨

地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、地方税法等が改正されたことに伴い、税条例、税条例等の一部を改正する条例（平成29年美濃加茂市条例第7号）及び税条例等の一部を改正する条例（平成30年美濃加茂市条例第19号）について、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ ふるさと納税制度の見直し（第26条の8、附則第3条の4、第5条、第5条の2関係）

総務大臣が、地方財政審議会の意見を聴いた上で、次の基準に適合する地方団体をふるさと納税（特例控除）の対象として指定するもの。（平成31年6月1日以後の寄附金について適用する。）

(1) 寄附金の募集を適正に実施する地方団体

(2) 返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方団体

- ・返礼品の返礼割合を3割以下とすること。
- ・返礼品を地場産品とすること。

○ **住宅ローン控除の個人住民税における適用手続の要件緩和（附則第3条の3の2関係）**

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除について、納税通知書が送達される時までに提出された申告書に住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載があること等の要件を不要とするもの。（平成31年度分以降の個人住民税について適用する。）

○ **需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減措置（附則第12条の6関係）**

消費税率引上げに伴う対応として、環境性能割（軽自動車税）の税率を1%分軽減するもの。（平成31年10月1日～平成32年9月30日の間の措置）

○ **軽自動車税の種別割に係るグリーン化特例の見直し（附則第13条関係）**

環境性能割の導入を契機に、自家用乗用車に係るグリーン化特例の対象を電気自動車等に限定する見直しを行うとともに、消費税率引上げに配慮し、現行の特例措置を2年間延長した上で、平成33年度及び平成34年度に初回新規登録等を受けた自家用乗用車について適用するもの。

○ **個人住民税の非課税措置（第17条関係）**

子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずるもの。（平成33年度分以後の個人住民税について適用する。）

◎ **施行期日等**

○ **施行期日**

この条例は、平成31年4月1日から施行します。ただし、次の各号に掲げる改正及び規定は、当該各号に定める日から施行します。

- (1) 第1条中美濃加茂市税条例第26条の8の改正並びに同条例附則第3条の4、第5条及び第5条の2の改正並びに改正附則第2条第2項から第4項までの規定 平成31年6月1日
- (2) 第2条（次号に掲げる改正を除く。）及び附則第7条の規定 平成31年10月1日
- (3) 第2条中美濃加茂市税条例第28条の2中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に1項を加える改正並びに第28条の3の2、第28条の3の3及び第28条の4第1項の改正並びに改

正附則第3条の規定 平成32年1月1日

(4) 第3条中美濃加茂市税条例第17条の改正及び改正附則第4条の規定 平成33年1月1日

(5) 第3条（前号に掲げる改正を除く。）及び改正附則第8条の規定 平成33年4月1日

○ **経過措置**

市民税、固定資産税及び軽自動車税について、経過措置を定めるものです。

〔承第5号〕

美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例について

【議案書：58頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）
条例改正に影響する施行日	平成31年4月1日
改正される法令	地方税法（昭和25年法律第226号）
条例改正に影響する条	法附則第15条

○ 条例改正趣旨

地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、地方税法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 項ずれの解消（附則第2項、第3項及び第13項関係）

課税標準の特例を規定している地方税法附則第15条が改正されたことによる項ずれを解消するものです。

◎ 施行期日等

○ 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行します。

○ 経過措置

この条例による改正後の美濃加茂市都市計画税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例によります。

〔承第6号〕

美濃加茂市介護保険条例の一部を改正する条例について

【議案書：60頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成31年政令第118号）
条例改正に影響する施行日	平成31年4月1日
改正された法令	介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
条例改正に影響する条	第38条

○ 条例改正趣旨

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成31年政令第118号）が平成31年3月29日に公布され、従来から介護保険料の軽減措置が行われてきた第1段階の第1号被保険者の減額賦課に係る減額幅を引き上げるとともに、軽減措置の対象を第2段階及び第3段階の第1号被保険者にまで広げ、これらの者の減額賦課に係る減額幅を改正することに伴い、必要な条例改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 低所得者（第1段階から第3段階）の保険料の軽減強化（第2条関係）

介護保険料基準額（年額）		64,800円	
所得段階		割合	保険料年額
第1段階	改正前	0.435	28,180円
	改正後	0.31	20,080円
第2段階	改正前	0.635	41,140円
	改正後	0.51	33,040円
第3段階	改正前	0.735	47,620円
	改正後	0.71	46,000円

◎ 施行期日等

- この条例は、平成31年4月1日から施行します。
- 経過措置として、この条例による改正後の規定は、平成31年度の保険料から適用し、平成30年度までの保険料は従前の例によるものとします。

〔議第 3 2 号〕

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例について

【議案書：62頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）</li><li>・ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）</li><li>・ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第85号）</li><li>・ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）</li></ul>
条例改正に影響する施行日	令和元年10月1日
改正される法令	消費税法（昭和63年法律第108号）、地方税法（昭和25年法律第226号）
条例改正に影響する条	消費税法第29条、地方税法第72条の83

○ 条例改正趣旨

上記の法律の施行により消費税法及び地方税法の一部が改正され、消費税率及び地方消費税率が8%から10%となることに伴い、関連する条例を改正するものです。

◎ 改正の主な内容

○ 消費税率の改正

次の条例の条文中「1.08」を「1.1」とします。

- ① 美濃加茂市道路占用料徴収条例第3条第2項
- ② 美濃加茂市水道事業給水条例第25条及び第33条の2第2項並びに附則第2項

- ③ 美濃加茂市都市公園条例第8条第2項
- ④ 美濃加茂市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例第2条第1項
- ⑤ 美濃加茂市農業集落排水処理施設使用料徴収条例第3条第1項及び第5項
- ⑥ 美濃加茂市下水道条例第18条第1項及び第5項
- ⑦ 美濃加茂市準用河川占用料等徴収条例第2条第2項
- ⑧ 美濃加茂市あじさいエコパークの設置及び管理に関する条例第7条第1項

### ◎ 施行期日等

- この条例は、令和元年10月1日から施行します。
- 経過措置として次の規定を設けます。
  - (道路占用料についての経過措置)
  - ・ 第1条の規定による改正後の美濃加茂市道路占用料徴収条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
    - (水道料金についての経過措置)
  - ・ 第2条の規定による改正後の美濃加茂市水道事業給水条例（以下「改正後の給水条例」という。）第25条の規定は、令和元年11月1日以後にメーターの点検を行う分から適用し、同日前にメーターの点検を行った分については、なお従前の例による。ただし、令和元年10月にメーター点検を行った日後から同月末日までの間において、同条例第20条又は同条例第21条の届出によりメーターの点検を行った分については、この限りでない。
    - (分担金についての経過措置)
  - ・ 改正後の給水条例第33条の2及び附則第2項の規定は、この条例の施行の日以後に給水装置の新設又は改造の申請をする者に係る分担金から適用し、同日前に給水装置の新設又は改造の申請をした者に係る分担金については、なお従前の例による。
    - (都市公園使用料についての経過措置)
  - ・ 第3条の規定による改正後の美濃加茂市都市公園条例第8条の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る使用料について適用し、同日前の占用に係る使用料については、なお従前の例による。
    - (行政財産の目的外使用料についての経過措置)
  - ・ 第4条の規定による美濃加茂市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例第2条の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について

適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(農業集落排水処理施設使用料についての経過措置)

- ・ 第5条の規定による改正後の美濃加茂市農業集落排水処理施設使用料徴収条例第3条第1項及び第5項の規定は、令和元年10月使用月分以後の使用料から適用し、令和元年9月使用月分までの使用料については、なお従前の例による。

(下水道使用料についての経過措置)

- ・ 第6条の規定による改正後の美濃加茂市下水道条例第18条第1項及び第5項の規定は、令和元年10月使用月分以後の使用料から適用し、令和元年9月使用月分までの使用料については、なお従前の例による。

(準用河川占用料についての経過措置)

- ・ 第7条の規定による美濃加茂市準用河川占用料等徴収条例第2条の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る土地占用料について適用し、同日前の占用に係る土地占用料については、なお従前の例による。

(あじさいエコパーク使用料についての経過措置)

- ・ 第8条の規定による改正後の美濃加茂市あじさいエコパークの設置及び管理に関する条例第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

〔議第 3 3 号〕

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：68頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第1号）
条例改正に影響する施行日	令和元年5月15日 （この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票について適用される。）
改正される法令	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）
条例改正に影響する条	第14条

○ 条例改正趣旨

法改正に伴い、選挙長等の報酬を増額するものです。

◎ 改正の主な内容

○ 報酬の増額（別表関係）

役職	改正前	改正後
選挙長及び開票管理者	10,600円	10,800円
投票所の投票管理者	12,600円	12,800円
期日前投票所の投票管理者	11,100円	11,300円
投票所の投票立会人	10,700円	10,900円
期日前投票所の投票立会人	9,500円	9,600円
指定施設の不在者投票における外部立会人	10,700円	10,900円
選挙立会人及び開票立会人	8,800円	8,900円

◎ 施行期日

この条例は、公布の日から施行します。